

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成28年度 第3回長谷川家文化財専門委員会
2. 開 催 日 時	平成28年10月28日(金) 午後13時30分から午後4時30分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1名
7. 担 当	松阪市殿町1315番地3 松阪市教育委員会文化課 担当者 : 寺嶋 電 話 0598-53-4393 F A X 0598-25-0133 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- (1) 保存管理活用計画作成スケジュールについて
- (2) 保存管理活用計画書について ほか

議事録要約

別紙

平成 28 年度 第 3 回長谷川家文化財専門委員会 議事録

- 日 時：平成 28 年 10 月 28 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
- 場 所：教育委員会事務局 2 階 教育委員会室
- 出席委員：菅原洋一委員長、門暉代司副委員長、嶋村明彦委員、中島義晴委員
- オブザーバー：三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
- 事務局：東教育長、松名瀬局長、村林文化資源活用担当参事兼文化課長
松葉文化財担当主幹、新田文化財係長、寺嶋文化財係主任
中西文化財係、高橋文化財係
- 傍聴者 1 名

1. 開会

（事務局より開会）

2. あいさつ

（松阪市教育委員会事務局教育長よりあいさつ）

3. 報告事項

（1）前回の協議事項の確認について

委員長：はい。それでは事項書に従って進めて参ります。3. 報告事項(1)前回の協議内容の確認について、事務局からご説明をお願いします。

（事務局より説明）

委員長：ありがとうございました。審議の前提になる部分ですので、ご確認をいただいたわけですが、修正等必要な部分はございませんでしょうか。ご質問等よろしいですか。よろしいようであれば、ありがとうございました。

（2）離れ等の修理計画について

委員長：それでは次、報告事項(2)離れ等の修理計画について、ご説明お願いいたします。

（事務局より説明）

委員長：はい。ありがとうございます。ご質問ございませんでしょうか。

委員：四阿の修理に関して先回言わせていただいた通りの設計をしていただいております

ので、設計の内容は特にございませんけども、新設の補強材の筋交いは鋼製の筋交いを入れるということになるので、本格的な修理までの間ということではありますけれども、古色系の色が目立たなくするために内側に付けたという事もございますので、そういうご配慮をいただければという感じがします。また現場で確認していただいて、色については設定をしていただければと思います。

事務局：古色系統ですか。

委員：まずは古色。あまり問題ない方向だと思いますが、周りにどんな色があるか、ちょっとここでは分かりかねますので。

委員長：他にございませんでしょうか。報告事項につきましては、確認したという事にさせていただきます。

4. 協議事項

(1) 保存管理活用計画書作成スケジュールについて

委員長：それでは今日の協議事項に入ります。(1)保存管理活用計画書作成スケジュールについて、ご説明をお願いします。

(事務局より説明)

委員長：次回の委員会といたしますと、2月ということですか。

事務局：ここでは2月と予定はさせていただきますけども、作業の進捗に合わせてということになります。

委員長：これについていかがでしょうか。

委員：増加した業務があったということでしょうか。

事務局：これは委員会の中でこういった作業が必要であるをご指導いただいている中で現地での調査の増加が生じておりまして、そういったことです。

委員：現在の保存管理活用計画、これはすでに文化庁で確認いただいているのでしょうか。

事務局：まだ全く。

委員：大きく変わる部分はでてくるのでしょうか。

事務局：重要文化財としての取り扱いはもちろん再確認しながら、こういう考え方でいいのかというのはやはり、この委員会、あるいは県教委、従来でしたら県指定文化財でしたので、その範囲での調整をはからせていただきたと考えておりましたが、文化庁まで調整をはからせていただくこととなりますので、その分期間も必要になるのかと考えております。また、今ご指摘いただきましたように、案を文化庁にはまだご提示させていただいていない状況でありますので、お時間を頂戴したいと思います。

委員：保存管理活用計画の完成というのはどういう風な段階でしょうか。

県教委：本来ですと策定指針というのがあるんですけども、こちらでいくと文化庁の受理がされた段階で計画として認められることになりますので、完成ということを求められると、文化庁の最終的な受理ということになります。それで、ここに書いてある手続き等が効力を発揮するという整理になると思います。

委員：了解しました。

(2) 保存管理活用計画書について

委員長：他にいかがでしょうか。それでは先に進みたいと思います。協議事項(2)保存管理活用計画書について、お願いします。

事務局：資料 4 につきましては、本日、当業務のコンサルタント業者、株式会社継承社で作成いただいております。説明につきましても継承社にお願いします。

(継承社より説明)

委員長：ありがとうございます。

継承社：この物入れを除き、どこも重文の指定の範囲に違いはないのですが、この板の間と炊事場、トイレの中だけは活用又は安全性の向上のために改変が許されてもいいんじゃないでしょうかという考え方。ここについては外に開けておいて、周りとの取り合いを決めて保全する部分ですと、だけど、活用又は安全性の向上のために改変が許されるということは、改変という名において将来的に存在そのものをもってしまうことも含まれるかと思えます。

委員長：現位置は、柱は確認できませんでしたか。

継承社：この一本だけは見られます。現地でもお話しましたが、材料が樺材ですので、それは大正座敷の材料と似ております。何か時代的に関わりがあるのかなと思っておりますが、いずれにしても主屋のこの辺りと同時発生したものでないことはおそらく間違いないと思います。現在ある形以外の形状の復原ができるかということとその痕跡については見当たらないというのが現状。

委員長：内便所について、柱の状況が今確認できていないわけですね。柱について何も書いていないと存在を認めていないということになるので、一応柱としては上げておいて、調査はできていないという形式にしておいた方がいいんじゃないか。それから内装材を剥がしてみると、今わかっているものと同等のものであると、であれば、それと同様の扱いをすることになるでしょうし、新材であれば、ま、いいかということになるでしょうし。

継承社：基準いくつではなく、今見えなくなっている構造材については、大事なものであるという特記をしておくということでしょうか。

委員長：例えば保存計画書の 2 ページで、新建材等によって被覆されている部位は不詳とし、という記述がありますので、それを適用したらどうでしょうか。

継承社：新建材によって被覆され、柱不詳と書いておくということですね。

委員長：柱はあるけども、どういうものであるか不詳だということにしておいて、現状変更等生じる段階で改めて精査するとするということですね。

継承社：それはトイレに限らず、この炊事場も同じことですか。

委員長：そうですね。

継承社：ここは、柱一本は明らかに基準 1。被覆もされていないので基準 1 というのがありますが、例えばここを、通っているこの縁の軒桁、ベニヤで被覆されていますが、それも軒桁不詳、被覆により不詳という事を特記しておいた方がいいということでしょうか。

委員長：そうですね、大事そうなものは入れておいた方がいいんじゃないでしょうか。

継承社：先生ご指摘の 2 ページの最後の一文、「新建材によって被覆されている部位は不詳とし、覆っている材料の撤去・更新等の是非に関する区分を()で記す。」とはどういう記し方なのか。

委員長：覆っている材料自体は基準 5 としているんですよ。

継承社：はい。

委員長：だからその基準 5 は自由裁量に委ねられるというのが適用されるわけだから、特記しなくてもいいんじゃないでしょうか。

継承社：細かなことですが、33 ページ、板の間になりますが、ベニヤ類が基準 5 と書いてあるそのすぐ横に軒桁不詳とわざわざ書いておくことが大事、ということになります。

継承社：ということでさらに整理を進めてまいりたいと思います。

委員長：他にございませんでしょうか。

委員：壁が基本的に全部基準 2 になっていると思うのですが、今、壁の種類としては何がありますか。

継承社：漆喰、聚楽、風と書いてありますが、黄大津、そんなもんですね。

委員：茶室はどうですか。

継承社：茶室に特殊なのがあります。なんとも表現できない、ネズミ色のすさの見えるいわゆる茶室の壁はあります。

委員：それを基準 1 にするのかどうかという判断はありませんか。

継承社：現在はすべての壁の仕上げに関して、2 ページの保存部分にあつてはというところにあります、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされている部位については基準 2、という言葉をもって、時期がきたら塗換えなければならないでしょう、障子紙、ふすま紙を含む建具と同列に基準 2 ということにしています。屋根瓦、外壁

の下見板とかは基準 2 で統一しています。

委員：若干気になったのは、例えば普通の漆喰壁であれば同じように作り直す事が可能だ
と思うんですけど、例えば茶室の壁は特殊だと思ったのと、あと、例えば四阿で使っ
ている黄大津が特殊なものかどうなのか、ということとか、何か他のものと差がある
ところに関しては少し基準を上げるのかどうなのか、再現は難しいのではないかと思
える部分がどうなのかと思ったもんですから。

継承社：1.5 みたいな何か

委員：もう一度作り直しがきくのかなというところに不安を感じるのです。

継承社：震度 5 強とか弱みたいな。基準 2 の上、とか、基準 1 の下とか、そういうのがな
いと表現しにくいんですけど。

委員：別にどちらか、安全めにみるかどうかですけど、

継承社：そうだと判断が困難な部位は文化財保護の観点から上位に繰り上げになります。

極めて珍しいというか特色的な材、部位については、特に茶室の壁や難しい壁につい
ては上位に繰り上げて、敢えて基準 1 にしておいた方がいいだろうということですか。

委員：ということもあるのではないかなと。

継承社：新建材等に被覆されている部位に相当するのかどうかですが、現在見られない、
当初の仕様、例えば新座敷とかの瓦の下に埋もれている板葺き、竹小舞、板葺きとい
うのは、どこからも見れませんが、残っておりますので、大変大事なこともと思う
んです。この場合どこにも出てこないの、現在は屋根瓦は壁や障子紙と一緒に割れ
たら取り替えるという基準になっております。その下に実は非常に大事なものが被覆
されて残っていますということは今ちらっと思ったのですが、どこかに敢えて記載し
ておく必要があるのかなと。

委員：それはいいですね。

委員長：新座敷周りの本網代、網代はどうしてましたか。

継承社：庭塀の網代は、2 にしてました。

委員長：直せるかな

継承社：現在は、網代にはなっているのですが、部分的にへぎ板ではなく、挽いた板、お
にぎり包むような、ああいうので、網代が編んである。本来のへぎ板でない部分が一
部混じっております。そこはちょっと、へぎ板にちゃんと直すべきかなというところ
もあります。

外部の雨がかりの部分の板材については、今基準 2 としている。悩みましたのは、
主屋の正面のこんな厚い庇。庇一枚、板庇があるのですが、今基準 2 にしている。

委員長：これは基準 1 だね。

継承社：今のルールの見直しによって、上位にランクして基準 1 に繰り上げておくとい
う見直しが全体にもう一度必要になってきます。

委員：網代と一緒に使っている舟板も

継承社：舟板もですね。特記しておかないといけない。

県教委：不詳のものを無理に基準どれかに落とし込むのは不可能だと思うので、不詳という形で項目を挙げておいて将来的な修理の際にしっかり解体して仕様が分かった時点で、保存活用計画の部分も改訂していくということをしていただければいいのではないかと。

委員長：それでいいと思います。そういうものがある、ということが分ればいいだろうと思います。

県教委：その時にないとこれどうするか、と判断を迷うことになってしまうので、考えられる項目としては挙げておいて、ただ今現在、調査ができない状態なので、わかりませんという事をしていただいて、将来的な修理を終えたいずれかの段階で改訂作業をしていただければそれでいいのではないかと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員長：今まで出たご意見は、隠れている様な部材についても、ここにこういうものがある、ということが分かるのであれば、それは明記していただいて、ただ位置づけが不詳になるということで、今後改め精査していく、その度に改定という事と、それから部材の中には多少、位置づけを修正するものが出てきそうであるということですよ。その拾い出しをやっていただいて、まとめていただいた段階で改めてまた建築系の委員で確認させていただく、そういうことにしましょうか。いかがですか。方針の部分ですね。今ご説明いただいたような考えでよろしいかどうかあらためて確認したいと思います。よろしいですか。

ということで個別の作業をお願いできますか。

委員：あと、指定になっていない水屋の部分、やはり指定部分だけではなくて、準拠した方法により保護の方針を定める、と書いてあるので、それにあたるものということでやっていただいたらいい。

継承社：決して余計なことをしているわけではないということです。

委員：ではないということでもいいと思います。それから物置のところで、祈祷札か何か見つかってましたよね。何か記載されてましたか。

継承社：特に今は何も。

委員：これには出てこないんですか。

継承社：札に関する情報は、今は。

委員：札が入った箱自体が打ち付けについてたと思うんですけど、そういうところがあった方がいいか、というのと、それから年代が書いてあったんですよ。おそらくあの

部分をつけ足したときの年代なのではないかという風な判断だったと思うので、その他に記載をした方がいいのかなと。調査の中で新たに分かった部分なんだろうと思うんですけども。

継承社：第1章に立ち戻って付け加えるということになるんでしょうか。

委員：位置づけとして、資料自体も何かの形で位置づけないといけないかなと思いました。

委員長：仕上げがあってそれが、個別のところにも。

委員：個別のところにも、ちょっと物が個別に箱としてくっついていたものですから。

委員長：外してもいいというものではないのですね。

委員：いいというものではない、という気がするので。

委員長：そうするとお札の箱とか、棟札とか、神棚とか、そういうものができますね。

委員：外してもいいものなのかどうかのかと。

委員長：どこに落としますか。

継承社：ではなくて、何かここに入れておくよりもそればかりの情報を集めた方が分かりいいのかなと。

委員長：うん。

継承社：全体の平面図に。この上に主屋の札がありました。ここに箱に札が入っていましたとか。この中に散らばってしまうとよくわからなくなる気がします。

委員：そうですね。資料としての位置づけならそれでいい気がします。

県教委：あった方が多分将来的には松阪市さんのためにはいいのかなという気はしますけど。あまり棟札の位置を示している報告書は見たことがないかなと思うんですけど。

委員：祈祷札の箱がやたらとあるんですけど、あれの位置はそろわないですよ。一応民具調査では、祈祷札はとってましたね。たぶん箱の位置もおきながら、その中に入ってる札をとってると思うんですけど、かなりありますよね。

委員長：ありますよね。

県教委：重文の調査の時にどれくらい確認されているんですかね。附で何枚か指定を受けているじゃないですか。それ以外にも確認されていてそれがどれくらいあるかは市の方で把握しているんですか。

事務局：してません。資料調査の中で調査中という扱いですので。

県教委：最終的にそれは資料調査の方できちんと把握できるということですね。

事務局：そうですね。

委員：早い頃に二階に上がっていたやつは二百枚あったが、倍以上あるんじゃないかな。

委員：物置の年号は蓋の裏に書いてあるじゃない。

県教委：ではどっちかいうと蓋の方が大事になってくるんですね、資料的には。

委員：基本的に例えばその主屋の部分で、祈祷札が箱で打ち付けているものは建物の一部とみなすんですか。

委員長：そう見るんですね。

県教委：指定の考え方としては建物と一体になっているものは、附とはせずに、建物と一体なので取り込んでいるものという判断です。そこから離れて別置きしてあるものについては、附指定という形で大事なもの、年号を示すものだと扱うので、打ち付けてそこから離れない限りは建物だと。

委員：それは建物ですね。だから、そこに入っている祈祷札は建物ではない。

委員長：それが後世の付加物である場合は、それは郵便ポストと同じように、牛乳入れとかの箱と一緒になんで。外してもいいもの、おいておかなければいけないものというのはあった方がいいのだろうとは思いますが、今までそんな報告書みたことない。

委員：私もないです。言っていて申し訳ないんですけど、たまたまあれは建った時のものだろうと思ったので、すごく気になってたので。

継承社：今このカードの中でも、実はいたるところに棚があるんです。特に蔵の中は吊り棚等がいっぱいあるんですが、大事だというのは全部基準 1 と括ってしまっているので、判定できないということで上位にランクしておくということで基準 1 にしてあります。

委員：資料調査は実は今年度でほぼ終えないといけないものですから、おそらく祈祷札一枚ずつはいかないと思います。数が多いもんですから。

委員長：祈祷札というよりも収めている箱が問題なんで、

委員：箱を固定されていますので、民具調査は入れてないですね。

委員：どこへものらないのであれば、何らかの形で記録にしておいて。

事務局：例えば、この部屋には箱があるので、気を付けましょうというか、ありますというようなこととか。

継承社：備考欄にかくみたいなの。

事務局：それであれば、各部屋を確認して、ある・なし、というのはいいと思うんですが。

委員長：部分部位の考え方ではなくて、そういうものがあるということの特記すると、そうしますか。その都度判断していくということで。よろしいでしょうか。一応拾い出しはできますよね。

継承社：できると思います。が、棟札等になると、これに加えて小屋裏の写真だとか写るようになってく。

委員：本当に一体になってるものだけでいいような気がするんですけど。もう離れてしまったものはやはりそれはそれで資料としてちゃんと保存されるものだろうと思うので。

委員長：他、いかがですか。

委員長：それでは始めてから結構時間が経ちましたので、一回休憩をいれましょうか。

(休憩)

委員長：はい、では再開いたします。

委員長：今までのところ、ほかにご意見ございませんか。では先に進んでください。

(継承社より説明)

委員長：はい、ありがとうございます。

委員：まず確認したいんですけど、計画区域はどこに設定してありますか。

継承社：史跡の指定範囲とっております。

委員：環境保全計画は建造物の周りの環境をどのように適切に保存していくかということなので、計画区域自体をまず決めないといけない。ということが一つです。そうすると、たぶん計画区域の中には今駐車場として使っているその入り口の部分も入ってくるべきなんじゃないかということが一つです。もう一つは、今の区域、今設定している区域は重文指定の敷地の範囲ということですか。

継承社：重文指定は建造物だけなので

委員：ということは、土地は入っていない。

継承社：ということは県の史跡の指定範囲というものでかけますね。

委員：となると、今言っている計画区域は、県の史跡になっているのであれば、全部が保存区域になるんじゃないかな。と思いますし、その中の建造物の指定でいうと、県指定として残っている手水は県指定が残っているので、保存建造物になるのでは。県の指定範囲の中に保全区域と整備区域が入ってくるのはどうかなと思うところです。計画区域そのものはもう少し広く設定してもいいはずなので。

継承社：ここの計画区域そのものが、もっとここら辺の駐車場やこの辺り。

委員：民地を勝手に含ませることはできないと思いますが、少なくとも市が所有している土地については了解さえとれば含ませることはできるだろうと思います。それから今、別の建造物の計画が出てきたりしている区域もあるので、そういうところについてはちゃんと計画区域の中に入れてコントロールできるようにしておいた方がいいんじゃないかと思います。

県教委：今後は史跡の追加指定とかを含めたエリアが計画区域ですので、計画区域自体は広く設定していただきたい。あと、保存区域、指定地は全部保存区域だというのは、前回、前々回にもお話しはあったのですが、その前提の中でランクをつけるというお話の中で、たまたま今名前がこういう形になっている、ということだったと思う。呼び方は例えば保存 1 とか保存 2 とかでもいいと思いますが、全部指定地内ということで、保存とか、地下遺構の取り扱いは大前提としたうえでその中をランク分けしていくという、流れでは、呼び方の問題というのはあると思うので。その認識は良かったでしょうか。

継承社：すみません。間違っておりました。

県教委：ですよね。第1章まで早めにいただきたい。

継承社：もう一回戻るといことですね。

委員：この計画が始まったときには、横の駐車場というか入り口になっているところに建築物の計画があったりとかで、なかなか計画区域の中に入れにくい状況があったのですが、それについても見直しが図られるという方向だと聞いてますので、そういうことであれば、方向を確かなものにする意味でも、新たに計画区域の範囲を広げて、そういうものも位置づけた中で制定していった方がいいんじゃないかなと思うということです。

継承社：そうしますと、今色がかかっている範囲は、全部保存区域だということですか。

県教委：保存の中でどういうランクを付けるかという話を今していただいているわけです。

継承社：保存区域だけど、部分的には建ててもいいところがあってもいいんじゃないのと。

県教委：やむを得ずトイレを建てるという議論は今までに出てましたし、やむを得ずできるエリアということで、できることもあるということでランク分けをしていただいでいて、そもそも整備区域というやり方がご意見はあったのですが。それについてはいかがですか。保存管理上の区域と、計画区域と混同されてたというのが一番の問題だと思いますので。保存管理上の区域の設定と、全体の保存管理計画の計画区域というのがあったというのが、そもそも2点。

委員：部位の設定は指定されている建造物そのものについてです。これは環境保全計画とって、敷地とか周辺全体を重文の建物を守るためにどういう風に設定するかという考えの中で区域を設定しますということなので、そもそも設定の考え方が違う。

継承社：わかりました。すみません。おさらいさせてください。計画区域はその市有地含めて、もうちょっと広範囲に可能性のある部分を含めていくという事ですね。もちろん市の考えだと思えますが。その中で史跡指定範囲については、少なくとも全部が保存区域に相当すると。

委員：建築の保存管理計画的にいうとそうなるのではないか。

継承社：ですが、ここにある保存区域の定義として、この区域内では原則として新たに建造物を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限ると書いてありますが。

委員：そこは、要するに史跡上の現状変更等の中で判断していただいた方がいいのでは、と私は思うんですけど。

継承社：すみません。この指定、市が定めた計画区域、この指定範囲外である計画区域内に今度新たなこういう名前がそこにつく可能性はあるということですね。

委員：ちょっと違和感があります。現状変更上許可を出しますという範囲ではないように思えますね。保存管理計画で整備していいよという区域にするということは、整備をしていくという話になるので、原則ダメな場所なんじゃないか。

委員：むしろその両側の駐車場は、保全区域の部分でもいいかなと思います。

委員：保全にするのか、整備区域にするのかという考え方はあるんだろうと思うんですけど、建造物側で整備していい場所なんだと言っていいものかどうなのか。少なくとも県で史跡として指定している以上はそう簡単にはいかないと思う。

委員：確かに基本的には、指定エリア内は保存区域ですよ。ただ、例えば消火設備、貯水槽、管理運営上のトイレ等は例外的に認める必要があるかもわかりませんが、それは相談だと思うんです。

委員：今の話では、環境保全計画という言葉なんですけど、これはほぼ史跡名勝の区域の話になっているわけです。ですので、やっぱりここに書いてある内容は2章に書いて、2章の中で建造物と史跡名勝で分けて、今言ったような言葉の表現とかは変えて説明する方がいいんじゃないかと思います。

委員：ちょっと気になったことがいくつかあるのですが。

委員長：お願いいたします。

委員：まず、今整備区域に入っている離れの北側とか南側、物置の整備区域や保存区域と書いてあるのですが、地上に何も無い状態で史跡とか名勝の価値が分からない状態です。それが絵図等の資料から過去はどういうものがあつたのか、どういうエリアだったかというのをどこかに整理しておいてほしいんです。その上で現状こういう状態になっていて、総合的に考えるとこういう取り扱いになってくるという風に、どうしてこういうことなのかということをそれぞれに区域について書いてほしい。あとは、庭の中で赤いラインで範囲が、例えば稲荷社の外構ところとか、もう少し細かく見てほしい。あと、延べ段は保全部分になっているのですが、やはり材料、石材は文化財の構成要素の中で保存部分だなと。

継承社：今、下地になっているコンクリート等は別として、ネタである石は保存部分ですと。

委員：はい。あと庭の江戸時代の絵図と変わっている部分ですが、やはり50年以上前までに改変されている部分であれば、ある程度尊重して考えた方がいいと思うので、文化財として表庭の方も評価していく。

継承社：敢えて区別する必要がないということ。

委員：そうですね。

県教委：現地で確認になると思うのですが、かなり北側のところで、槇の木とモチノキがあるあたりが池の痕跡があるだろうという絵図と重ねた結果になっていると思われます。離れ北外構のトイレを置くと言っていた部分ですね、保全部分として緑色に塗った部分の北西側、付図1で見てもらうといいと思うのですが、離れ北外構の緑色で塗った北西側に等高線がちょうど回っている、その辺りで、池の痕跡が絵図と重ねるとはっきり等高線にも表れてそうなので、境界を考えた方がいいのかなと。

継承社：これですか。これは、ここに貼られてた付箋が外れている状態だと思います。

県教委：清書されているということですか、こうひっくり返って。

継承社：そうだと思います。今たまたま資料として映っていますが、これに似た絵図が 3 種類ありまして

県教委：この等高線が逆にここが高いということですか。

継承社：ここは高いはずです。はがれた状態で下にうつってるかと。

県教委：なるほど、逆なんですね。あとは保全部分としてもらっていた、今度は g の離れのところの延べ段なんですけど。緑色の部分の四阿の南。そこの延べ段がもともとの水路の跡じゃないかと前回も見てまして、そこの延べ段があって、地下遺構もおそらくあるのではないかとということで、ここもちょっと色分けとしては上の赤にしてもらう方がいいかなと。これも後で現地で話が出ると思いますが。

継承社：現状、この青い部分は地表で見られます。

県教委：その延べ段がもともと水路。

継承社：ですが、この古図で描かれておる、このクランクの部分が現状確認できない状態です。

県教委：溝であれば埋まっているんだろうと思うんですが。

継承社：そもそもここが溝だったのじゃないかというわけですか。

県教委：そうですね。あとは全体的に、各部位、地区の本質的価値を今の検討の中で言っていたものを明文化して載せていただきたい。

委員：あれは石垣部分ではないですか、お茶室の下の溝の話。

継承社：これ、青い行に石畳が残っています。ここで切れていまして両方とも。

県教委：その先の方へ行って四阿の陰で南に曲がるんですね。曲がってちょうどその敷地境界の L 字の角あたりに溝があるのですが、それが溝。現在の遺構と、地下遺構の調査はまだわからないところがあるんですけども、そこの扱いは高くしてもいいかなと。

委員長：他いかがでしょうか。委員から計画区域の話がありましたけれども、事務局ではいかがお考えでしょうか。

事務局：計画区域につきましては第 1 章でご提示させていただいております、実は平成 26 年くらいから、非常に広い範囲を案として提示をさせていただいております。今案に挙げていただいているよりも広い範囲。平成 25 年、26 年くらい当時からご提示させていただいていた範囲です。

委員：あの通り全体なんですね。一丁目通り。

事務局：もともとの長谷川の土地は全部、殿町側も含んでいます。

県教委：この内部の区分けまでは？

事務局：詳細やこの範囲に至った過程は、把握ができておりません。

委員：たぶんその景観重点地域の魚町側と一部長谷川がダブっているのでは。

事務局：景観重点区域はもっと広いです。

県教委：そこまで計画範囲にしてしまうと、防災とかも見据えた考え方を書き込んでいく必要がでてきませんか。

事務局：マスタープランみたいですね。

事務局：どういう意思形成過程があったのか、把握ができていないのが申し訳ないです。

継承社：旧長谷川邸の文化財指定地が長谷川家から松阪市に寄贈された部分であり、広大な屋敷地の中核部分をなす。さらに旧長谷川邸が所在する魚町及び殿町境界は現在もかつての面影をとどめている街並みが残っている。旧長谷川邸は周辺に所在する魚町一丁目境界の歴史的環境と共にはぐくまれてきたものであることから、周辺に残るほかの建物および景観の保全を視野に入れる必要がある。以上のような状況を考慮し、計画区域は文化財指定地を直接的な範囲とするものの、長谷川邸旧所有地及びその周辺とする。

委員：今うかがっていると、計画区域としては広い範囲のような印象がありますので、もう少し現実的な範囲で。ただ今の文章に書かれているようなことは尊重すべきように思います。

県教委：そうですね。文化庁が出している重文の計画の策定指針による計画区域の設定の標準的な土地の範囲は、一つは重文と一体をなしてその土地を形成している土地であって建造物と合わせて重要文化財として指定された土地。いわゆる、底地です。それ以外の以下に該当する土地として、重文建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として、国または地方公共団体より史跡・名勝、その他の指定・登録等の行為がなされている土地。今回の場合はこれにあたるのが、県の史跡・名勝で指定されている範囲だと思うのですが。それにもう一つ付けて、その他当該文化財を理解するために欠くことのできない土地、もう一つとして、重要文化財と一体をなしてその価値を形成する土地の周囲で、歴史的な景観や環境を形成している土地、というものの中で、名勝地と当該文化財の立地する自然の景観や環境を形成している土地、もしくは当該文化財で行われた生活や生業、と密接に関連する景観や環境を形成している土地、ただ、重文として、重要文化財の保存のために必要な土地、この中には維持、保存修理の実施及び維持管理のために必要な土地、それから隣接する急傾斜地など当該文化財の保存のために保全を図ることが必要な土地、裏山が崩れてきたら困りますのでという話なのですが。それから防火及び消火活動の見地から必要な土地。消防車が入ってこれるゾーンとか、放水設備ができる、消火設備がとれるように。その他防災上の見地から必要な土地。もう一つは重要文化財の公開その他適切な活用を図るために必要な土地、これは避難路の確保と、災害時の安全性確保のために必要な土地、それから、便益施設整備と公開その他活用に伴う利便性の向上のために必要な土地という風に挙げられていますので、これだけの公開、計画範囲で読もうとするとしんどいかなという気はするんですけど。

事務局：今の範囲があまりにも広いと。

県教委：内容がここに反映されていないと、じゃあこのエリアはどういうエリアか、どうしていくのかというものが書かれていないとおかしいわけです。

委員長：その考えでは、史跡範囲と統一にしてしまうと。本来の長谷川のエリアをその範囲にするか。そうすると民地を含むことになるので、そこから民地を除外した松阪市の市有地の中で、計画設定するというのはあり得る話じゃないかなという気がするんですが、どうですか。

委員：私もそう思います。現実的かなと思いますし。

県教委：おそらくその市有地の中で便益施設の整備であったり、防災上の設備整備を考えられることになりそうですよ、多分。

委員：あと、もう一つの意味はやはり長谷川家を市指定にした時に、追加指定の候補地としてここをしていくべきだという付帯意見でついているので、旧長谷川家の敷地だった所についてはなるべく保全ができていくように計画区域の中には入れた方がいいのでは、思うところです。

委員長：できるだけ広域に考えるというのは、長谷川家というよりは別の計画として必要なんじゃないかなと思う。本居旧宅も含めての計画として別に考える必要があるのではないかなという気がします。

委員：あの通りは景観重点地区になっていますから、敢えてここと全く同じエリアにする必要はないと思います。あれはあれで重点地区として保存されていくでしょうから。

委員長：そうすると、こちらの案としては、史跡とは、旧長谷川家所有地の範囲で民地を除外して、松阪市市有地を今の史跡指定地に加えた部分を範囲とする、ということでしょうかかと思う。事務局いかがですか。

事務局：一つの考え方として、今ご説明いただいたことは分かりましたので、旧長谷川の土地の中の市有地になっているところ、という考え方で、計画を進めていただくということで。その辺の範囲を市としてどうしていくか検討させていただきたいなと思います。

委員長：教育委員会所管ではないところについて、制限を加える話になりますので。

県教委：区域の考え方だと思います。当然史跡でしたら、長期的な追加指定とかは考えられるわけで、民地が計画に入っていること自体はおかしいことではないと思います。ただそれをどう書くか、その辺は考えてもらう。

委員：駐車場に使われている所も、当面の間は例えば防火上の理由で空地のままでおいておきますとか、そういう書き込みでも別にいいかと思います、現状の使用方法を変えないといけないとか、何かに無理やり使わないといけないということではない。そこはそういう意味でなるべく周りに守るための土地が確保されるように、調整していただければいいかなと。

事務局：その辺また、調整したいと思います。

委員長：ではちょっとお預けします。他にいかがでしょうか。

委員：トイレ等について実際はいつ頃考えてみえますか。

事務局：今は、30年度中に建設をして、31年度4月のオープンに合わせたいと思っている。

委員：今どの辺で考えているのか、それによってちょっと考え方を。

事務局：今日庵跡の右側になりますか。

委員：そうすると具体的に整備区域というところ。

事務局：そうです。ということで、前からお話はさせていただいたところではありましたが。

委員：これはやはり保存区域ですよ。

委員：過去がどうだったかとかいうことを確認し、支障はないと史跡上の理由で確認をしてから、ということになると思います。

委員長：復元の可能性があるかどうかですね。

事務局：つまり保全区域というか整備区域といったらいいんでしょうか、トイレが建てられるところですよこの計画の中で位置づけていこうとすると、それまでに何らかの調査をして、確認した上で設定ということになるということでしょうか。

委員長：そうですね。

事務局：そのエリアについて、文化財としての価値を明文化する、まずそれがどういうエリアなのかを価値づけをするという中で、当然価値づけするためには土地の履歴、役割を明らかにする必要があるかと思えます。その中で、例えば絵図等で見える限りは、特にそこに主だった建物は見られないエリアではありますが、そういうレベルで、この場所は過去に主要な建物が建っていたエリアではないと価値づけていいのか。調査という中には、地下遺構の調査というのもあると思うのですが、そこまで把握した上でなければいけないかと思うのですが。現時点では色々な所を掘り返すのも現実的ではないと思いますので、今残されている痕跡ですとか、図面ですとか、そういうものでもってそれぞれのエリアの価値づけと明文化していくということになるかなと思っているのですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

委員：それでいいと思います。あと、花壇等の構成要素、今あるものがほんとに文化財として価値がないものなのかというのをその辺を整理していただければ、発掘までは必要ない、実際にトイレを建てることになったらその部分を発掘する必要はあると思いますが。

県教委：建物に固執されているような気がするのですが、あくまでもお庭の一部なので、建物が建っていなくてもお庭の構成要素が何かあるんじゃないかという目で絵図をみていただいた方がいいのではと思います。何も建ってないからお庭としての価値がないという話ではないと思うので。

委員長：絵図を資料として扱うのはもちろんですが、写真があるのではないのでしょうか。

委員：実際この整備区域には、建物は最近まで建ってました

委員：それは古い建物でしたか。

委員：壊されたのは、戦後です。

委員：壊された建物は。

委員：二階建てが建っていました。

委員：それがなにに使われていたのかということはすごく大事ですよ。

委員：結構大きなものが建っていました。

委員：積極的にここが史跡の中でどういう意味を持っている場所なのかが、分からない場所ですから。

委員：多分、昭和 60 年前後に壊されたと思う。

委員長：写真を調査した方がいいと思います。

委員：塀で無理やり区切ってあるのはなんでかなと思います。離れのくっついてる塀で、そっちが見えないようにしているんでしょうか。

事務局：写真の方を確認いたします。

委員長：お願いいたします。それと、3 章、環境保全計画に関しては、かなり追加作業なり、見直しが必要であるということです。よろしくお願いいたします。計画書についてほかに何かご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

5. その他

委員長：そうするとその他事項、何かございませんでしょうか。事務局いかがですか。

事務局：協議事項 1 でのご説明させていただきました、策定スケジュールでございますが、次回の開催をもちろん、進捗状況にもよるんですけど、2 月か 3 月にかけて第 4 回を開催させていただきたいと考えております。またそのときに文化庁の担当官のご出席を考えておりますので、また日程調整につきましては改めて行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

6. 閉会

委員長：わかりました。この後現地確認もありますので、この場はこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。